

[行政手続条例の改正について]

行政手続法の一部改正(平成26年6月13日公布、平成27年4月1日施行)に伴い、行政手続条例の一部を改正しました。

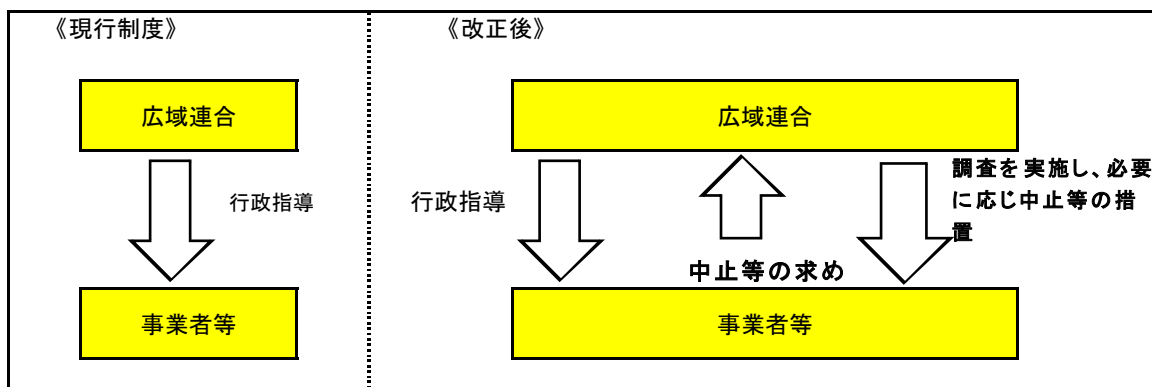
★ 改正のポイント ★

- 1 行政指導の中止等を求めることができるようになりました。
- 2 第三者が、行政処分等を求めることができるようになりました。
- 3 行政指導をする際は、許認可等に関する権限の根拠を明示します。

○改正内容

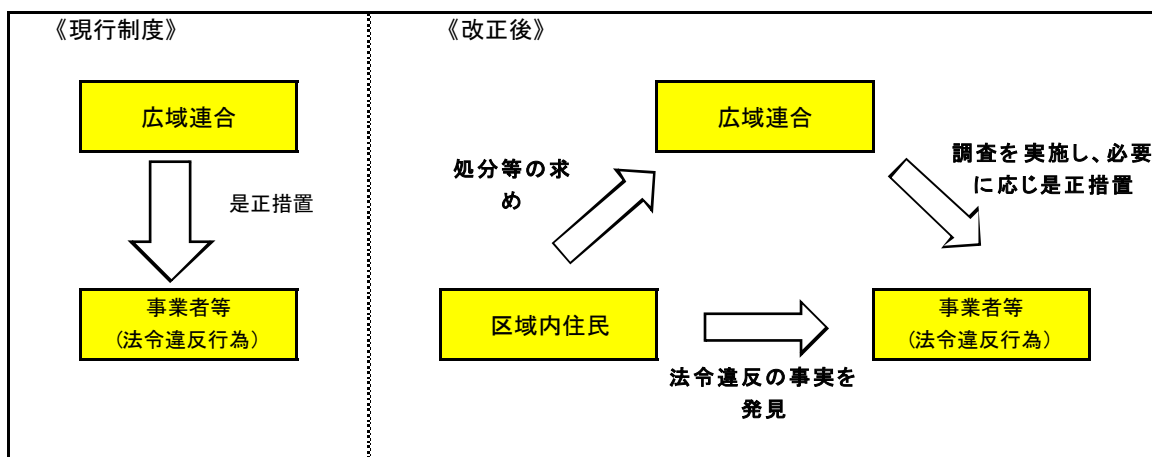
1 行政指導の中止等の求め(新設): 行政手続条例第35条

法令に違反する行為の是正を求める行政指導(法律・条令に基づくもの)の相手方は、行政指導が規定要件に適合しないと考えるときは、行政指導の中止等の措置を求めることができます。



2 処分等の求め(新設): 行政手続条例第36条

何人も、法令に違反する事実がある場合、その是正のためにされる処分又は行政指導(法律・条令に基づくもの)されていないと考えるときは、処分又は行政指導を求めることができます。



3 行政指導の方式(一部改正): 行政手続条例第33条第2項

行政指導に携わる者は、その相手方に対して、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を示す場合、その根拠を示さなければならないものとなりました。